

小規模事業者の販路開拓・生産性向上等にかかる費用が支援されます

# 小規模事業者持続化補助金

## <持続化補助金とは？>

小規模事業者(業種により従業員数に制限あり)が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されるものです。

## 公募期間

2019年4月25日(木)～**6月12日**(水)

※当日消印有効

## 補助金概要

補助率：補助対象経費の**3分の2**以内

補助上限額：原則 **50万円**

以下のいずれかの要件を満たす場合は補助上限額が**100万円**に引き上げられます。

- ・ 市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者であること
- ・ 市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業であること

補助対象者：以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 小規模事業者であること(業種ごとに従業員数の制限あり)
- ② 商工会議所の管轄地喜内で事業を営んでいること
- ③ 持続的な経営に向けた経営計画を作成している(作成すること)
- ④ 「補助金の交付を受ける者として不適切な者」に該当しないこと

## 補助対象経費

対象経費の一例をご紹介します。

- 機械装置等費 … 事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
- 広告費 … パンフレットやチラシ等を作成するために支払われる経費
- 開発費 … 試作品や包装パッケージの開発にともなう設計、デザイン、製造などに支払われる経費

補助金申請に関するご質問は当事務所までお気軽にご相談ください。